

家具の転倒防止対策費用の 助成金のご案内



対象世帯

- ① 65歳以上の方のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する方がいる世帯
- ③ 要介護3～5の方がいる世帯

助成金額

1世帯につき
上限15,000円
(1世帯1回限り)

助成対象経費

器具の購入・設置費用

※助成対象器具は裏面をご確認ください

申請方法

器具の購入、設置後以下の書類を窓口または郵送にて提出してください。

- ア 申請書兼請求書
- イ 口座振替依頼書と口座情報がわかる資料（通帳のコピーなど）
- ウ 領収書またはレシートの原本（複数購入した場合はすべて添付してください）
※オンライン購入については、購入内容と実際に購入したことがわかる資料
- エ 身体障害者手帳、愛の手帳、介護保険被保険者証のコピー（該当者のみ）

申請書配布場所・申請窓口

- ・ 防災危機管理課（対象世帯①、②、③）
- ・ 高齢者総合相談センター（対象世帯①、③のみ）
- ・ 障害支援センター（対象世帯②のみ）

（郵送の場合は、簡易書留・特定記録郵便で防災危機管理課へ）

※書類に不備があった場合は、防災危機管理課よりご連絡差し上げる場合がございます。

※高齢者総合相談センター及び障害支援センターでは、助成内容のご相談には応じかねますので、ご相談がある場合には、防災危機管理課にお問い合わせください。

申請の流れ

器具の購入

器具の設置

助成金の申請

区から
助成金の振込

【お問い合わせ先および郵送先】

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所5階
防災危機管理課防災事業グループ

電話：03-4566-2572 FAX（問い合わせ専用）：03-3981-5018

メール：A0011101@city.toshima.lg.jp

詳細はこちら

